

○豊中市火災予防条例施行規則

昭和 37 年 8 月 10 日

規則第 24 号

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市火災予防条例（昭和 37 年豊中市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(標識及び掲示板等)

第 2 条 条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項第 5 号及び第 3 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 17 条第 3 号、第 23 条第 2 項及び第 3 項第 2 号、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号、第 33 条第 3 項、第 34 条第 2 項第 1 号並びに第 39 条第 4 号の規定による標識及び掲示板等の様式は、別表に掲げる規格により消防長の定めるところによる。

(危険物品等)

第 3 条 条例第 23 条第 1 項の規定による火災予防上危険な物品（次項において「危険物品」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、通常携帯する範囲で軽易なものを除く。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げる危険物及び条例別表第 8 に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 号に定める可燃性ガス及び冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 2 条第 1 号に定める可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に掲げる火薬類
- (4) マッチ

2 条例第 23 条第 1 項ただし書の規定により喫煙等の許可を受けようとする者は、当該行為を行う日の 5 日前までに、喫煙・裸火の使用・危険物品の持込み許可申請書 2 通を消防長に提出しなければならない。

(指定催しの通知)

第 4 条 条例第 42 条の 2 第 3 項の規定による通知は、指定催しの指定通知書により行うものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第 5 条 条例第 42 条の 3 第 2 項の規定により指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書 2 通を所轄消防署長（以下「署長」という。）に提出しなければならない。

ならない。

(防火対象物の使用開始の届出)

第6条 条例第43条の規定により防火対象物の使用開始について届出を行う者は、防火対象物使用開始届出書(棟数が2以上のときは、防火対象物棟別概要書を含む。)2通を消防長に提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置等の届出)

第7条 条例第44条の規定により同条各号に掲げる火を使用する設備等の設置について届出を行う者は、設置の日の5日前(同条第15号に掲げる設備にあつては、設置の日の3日前)までに、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める届出書それぞれ2通を消防長に提出しなければならない。届出事項(第5号を除く。)を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 条例第44条第1号から第6号まで、第7号の2、第8号及び第8号の2の規定による設備 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置(変更)届出書

(2) 条例第44条第7号の規定による設備 サウナ設備設置(変更)届出書

(3) 条例第44条第9号から第13号までの規定による設備 変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置(変更)届出書

(4) 条例第44条第14号の規定による設備 ネオン管灯設備設置(変更)届出書

(5) 条例第44条第15号の規定による設備 水素ガスを充填する気球の設置届出書

(劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催等の届出)

第8条 条例第45条第1項の規定により同項各号に掲げる行為について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書それぞれ2通を消防長に提出しなければならない。

(1) 条例第45条第1項第1号の規定による行為 催物開催届出書

(2) 条例第45条第1項第2号の規定による行為 工事を施行するための現場に設ける事務所等の届出書

2 条例第45条第2項の規定により同項各号に掲げる行為について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書それぞれ2通を署長に提出しなければならない。ただし、同項第1号及び第3号に掲げる行為については、前日までとし、やむを得ない場合に限り口頭により行うことができるものとする。

- (1) 条例第45条第2項第1号の規定による行為 火災とまぎらわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出書
- (2) 条例第45条第2項第2号の規定による行為 煙火打上げ仕掛届出書
- (3) 条例第45条第2項第3号の規定による行為 水道断・減水届出書
- (4) 条例第45条第2項第4号の規定による行為 道路工事等届出書
- (5) 条例第45条第2項第5号の規定による行為 露店等の開設届出書
(通信ケーブル等の設置の届出)

第9条 条例第45条の2第1項の規定により指定^{とう}洞道等への通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設について届出を行う者は、当該工事に着手する日の7日前までに次に掲げる図書を添付して指定^{とう}洞道等届出書2通を署長に提出しなければならない。

- (1) 指定^{とう}洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定^{とう}洞道等に敷設する通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書及び位置図
- (3) 指定^{とう}洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全対策書
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等の出火防止に関すること。
 - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。
 - エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
 - オ その他安全管理に関すること。

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、指定^{とう}洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更等とする。

3 条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定により届出事項の重要な変更について届出を行う者は、当該変更しようとする日の7日前までに、変更事項に係る図書を添付して、指定^{とう}洞道等届出事項変更届出書2通を署長に提出しなければならない。
(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)

第10条 条例第46条の規定により指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を行う日の7日前までに指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱

い届出書2通を消防長に提出しなければならない。届出事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(水張検査等)

第11条 条例第47条の規定により指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査（以下「水張検査等」という。）を受けようとする者は、当該タンク部分に配管その他の附属設備を取り付ける前に、タンク検査申請書2通を消防長に提出しなければならない。

- 2 消防長は、前項の水張検査等を行った結果、当該タンクが条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号、第31条の6第2項第2号及び第33条第3項に規定する基準に適合していると認めるときは、当該水張検査等を申請した者にタンク検査済証を交付しなければならない。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第12条 条例第47条の4第3項の市規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、消防法第4条第1項の規定による立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第47条の4第3項の市規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第13条 条例第47条の4第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

(3) その他消防長が必要と認める事項
(申請書等の様式)

第14条 この規則による申請書,届出書及び検査済証の様式については,消防長が定める。
(施行の細目)

第15条 この規則の施行について必要な事項は,消防長が定める。

附 則

- 1 この規則は,公布の日から施行する。
- 2 豊中市危険物保安条例施行規則(昭和26年豊中市規則第4号),危険物取扱主任者試験規則(昭和26年豊中市規則第5号)及び映写技術者試験規則(昭和26年豊中市規則第6号)は,廃止する。

附 則(昭和39年10月10日規則第34号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和40年11月1日規則第29号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日規則第19号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月1日規則第30号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第14号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和59年12月20日規則第53号)

この規則は,昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第17号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成2年5月17日規則第28号)

この規則は,平成2年5月23日から施行する。

附 則(平成4年4月1日規則第21号)

この規則は,平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年１０月１日規則第６２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年１２月１日規則第６７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年１１月３０日規則第１４０号）

この規則は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則（平成２６年８月８日規則第６４号）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年９月２９日規則第１１４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１２月２２日規則第８９号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日規則第３０号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２９日規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

種別	標識又は掲示板等の規格				
	記載事項	色		大きさ	
		地	文字	幅 センチメートル以上	長さ センチメートル以上
燃料電池発電設備 (条例第８条の３第 １項及び第３項)	燃料電池発電設備，燃料電池 発電所又は燃料電池発電室 である旨	白	黒	１５	３０
変電設備（条例第１ １条第１項第５号及 び第３項）	変電設備，変電所又は変電室 である旨	白	黒	１５	３０

急速充電設備（条例第11条の2第2項）			急速充電設備である旨	白	黒	15	30
発電設備（条例第12条第2項及び第3項）			発電設備，発電所又は発電室である旨	白	黒	15	30
蓄電池設備（条例第13条第2項及び第4項）			蓄電池設備又は蓄電池室である旨	白	黒	15	30
水素ガスを充てんする気球の掲揚場所（条例第17条第3号）			立入を禁止する旨	白	黒	30	60
喫煙等禁止場所（条例第23条第2項）			「禁煙」，「火気厳禁」又は「危険物持込み厳禁」	赤	白	25	50
喫煙所（条例第23条第3項第2号）			「喫煙所」	文字は鮮明度を損なわない範囲で自由		10	30
指定数量未満の危険物貯蔵・取扱場所（条例第31条の2第2項第1号）	移動タンク	各類共通	貯蔵し，又は取り扱っている旨	白	黒	30	60
			類・品名・最大数量・防火の責任者	白	黒	30	60
		第1類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第3類の	「禁水」	青	白	25	50

		うち禁水性物品					
		第2類 (引火性 固体を除く。)	「火気注意」	赤	白	25	50
		第2類のうち引火性固体, 第3類のうち自然発火性物品, 第4類又は第5類	「火気厳禁」	赤	白	25	50
	移動タンク	移動タンクにより貯蔵し、又は取り扱っている旨・品名・最大数量		白	黒	30	50
		「危」		黒	黄	30	30
指定可燃物等 貯蔵・取扱場所 (条例第33条第3項・第34条第2項第1号)	移動タンク	各類共通	貯蔵し、又は取り扱っている旨	白	黒	30	60
			品名・最大数量・防火の責任者	白	黒	30	60
			「整理整頓」	白	黒	25	50
	以外	可燃性固体類	「火気厳禁」	赤	白	25	50
		可燃性液体類					
		上記以外の品名	「火気注意」	赤	白	25	50
	移動タンク	移動タンクにより貯蔵し、又は取り扱っている旨・品名・		白	黒	30	50

		最大数量				
		「指定可燃物」	黒	黄	3 0	5 0
劇場等（条例第 3 9 条第 4 号）		定員数	青	黒	2 5	3 0
		満員である旨	赤	青	2 5	5 0